

「小千谷市部活動の在り方に係る方針」

平成 31 年 4 月
小千谷市教育委員会

1 部活動の位置付け

○ 部活動は学校教育の一環として行われるもの

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示している。

○ 中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（抜粋）第 1 章総則 第 5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第 2 章各教科 第 7 節 保健体育 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

第 1 章総則の第 1 の 2 の (3) に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

2 これからの部活動の在り方

これからの部活動は、生徒にとっても教員にとっても魅力あるものでなければならない。この基本方針をもとに、3つの視点から取組を進める。

(1) 基本方針

生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動

- <生徒> 【視点 1】 「バランスの取れた健全な成長の確保」
【視点 2】 「自主的、自発的な参加による部活動」

○ 健全な成長の促進

- ・ 技能や記録、仲間との人間関係づくりなどの目標や課題を生徒自ら設定し、その達成、解決に向けて取り組む力の育成
- ・ 心身のバランスの取れた健全な成長を目指す、部活動の運営、指導の推進

- 生徒の希望や部員の減少に配慮した部活動ができる体制
 - ・ 適度な活動量や運動強度を望む生徒への対応
 - ・ 少子化に伴う部員の減少対策
 - ・ 地域等との連携による多様な部活動ができる環境づくりの推進
- 適切な指導による技能の向上
 - ・ 外部指導者の導入

<教員>【視点3】 「ワーク・ライフ・バランスの実現」

- 休養日等を明確にした指導計画の作成
 - ・ 休養日を明確にした年間や月間の練習計画の作成による長時間勤務の改善
- 複数顧問制でのワークシェアリングによる負担の軽減
 - ・ 部活動顧問で部活動指導を分担することによる、部活動指導の負担の軽減と校務分掌業務や教材研究等の時間の確保
- 部活動指導員等の活用による土日祝日の負担の削減
 - ・ 部活動指導員が土日祝日の部活動を指導することによる教員の負担軽減と余暇時間や家族との時間の確保

(2) 適切な休養日や活動時間の設定等及び部活動の方針の策定について

① 適切な休養日・活動時間の設定

【小千谷市の方針】

<休養日の設定>

- 週当たり2日以上、平日1日以上、週休日等1日以上を設けることを原則とし、年間で100日以上を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。 ※大会等により、週休日に部活動が連続する場合は、次週に休養日を十分確保するなど、生徒の健康に配慮すること。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
- 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

<活動時間の設定>

- 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 大会や練習試合等においては、活動時間が3時間以上になることがあるが、その後休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。

※ 本基本方針は、運動部活動を中心とした内容になっている。

しかし、文化部活動についても「生徒のバランスの取れた健全な成長の確保」、「教員のワーク・ライフ・バランスの実現」等の観点から、適切な休養日の設定や活動時間の設定等については、本方策に示す基準を準用させる。

② 部活動に係る活動方針・年間活動計画等の作成

- 市教育委員会は、「部活動の在り方に係る方針」を策定する。
- 校長は、市教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定、公表し、その運用を徹底する。
- 部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 適切な運動部活動指導について

① 適切な運動部活動指導

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらし、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たすことが望まれる。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 継続的にスポーツを行う上で、生徒が勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにし、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。
- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々である。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒がいる。

学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた運動部を設置すること等により、より多くの生徒の運動機会の創出を図る。

② 効果的な指導に向けて

- 部活動顧問等の指導者は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する必要がある。生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や方針を設定する。
- 部活動顧問等の指導者は、生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげるような主体的に取り組む力を育成する。
- 部活動顧問等の指導者は、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるような生徒が自立して取り組む力を発達の段階に応じて育成する。
- 部活動顧問等の指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させる。
- 部活動顧問等の指導者は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達の段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- 部活動顧問等の指導者は、スポーツ競技の国内統括団体が作成する、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。

〈指導手引の内容例〉

- ・ 競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例
- ・ 週間、月間、年間での活動スケジュール例
- ・ 効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等

③ 体罰等の禁止について

- 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- 校長、指導者その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要である。
- 部活動顧問等の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚をもち指導に当たる。

- 部活動顧問等の指導者は、個人情報取扱については、漏洩等がないよう学校の規則に則り適切に管理する。

(4) 運動部活動を支える環境整備について

① 学校規模に応じた部活動の設置

- 学校に設置する運動部数
 - ・ 校長は、市教育委員会が策定する「部活動の在り方に係る方針」に則り、各運動部において複数顧問体制による運営が可能となる部数を設置するよう努める。
- 設置する運動種目の選定
 - ・ 校長は、市教育委員会が策定する「部活動の在り方に係る方針」に則り、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域の実態、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体等との協働・融合を考慮し、設置する運動種目を選定する。

② 複数顧問体制による運営

- 事故等の未然防止と不測の事態への対応
 - ・ 市教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。
 - ・ 校長は、各運動部には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置くよう配慮する。その際、教員の数、校務分担の状況といった学校の実態に応じて、部活動指導員を活用する。

③ 外部指導者等の活用

- 部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

〈外部指導者等〉

- ・ 部活動指導員（単独での指導、引率等が可能）の活用
- ・ 外部指導者（顧問に協力し、主に技術指導を行なう）の活用

〈顧問と外部指導者が確認すべき事項〉

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容
- ・ 顧問と外部指導者の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有

〈学校とのトラブルになりやすい外部指導者の行為の例〉

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会への参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

④ 参加する大会等の精選

日頃の練習の成果や目標を達成するため、各種大会に参加することは有意義なことであるが、その参加の在り方について、各学校で検討することが必要である。

○ 年間活動計画等の作成

- ・ 学校教育（行事）を最優先し参加する大会を精選し、年間の活動計画を作成する。
- ・ 合宿や遠征等についても、計画的に取り組む。

○ 生徒や保護者の負担軽減

大会や対外試合が生徒の疲労につながらないように、十分配慮するとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

⑤ 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。そのためには、運動部活動が部員一人一人を大切にし、自主的・自発的な参加による活動の中で、人間的な成長や充実した学校生活など、望ましい姿が見られることが前提となる。

具体的には、次の事項について配慮する必要がある。

- 部活動の意義や学校としての考え、顧問としての指導に関する基本方針を明確にする。
- 練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。
- 部活動中に怪我等が発生したら、速やかに保護者に連絡し、状況説明を行う。

⑥ 地域との協働・融合について

- 学校は、運動部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等の合同部活動の取組や、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体との協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める。

⑦ 事故の未然防止

- 校長は、部活動顧問等の指導者が救急機関等への連絡体制、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- 部活動顧問等の指導者は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行う。

- 部活動顧問等の指導者は、保健調査票や健康診断の結果、保護者からの情報提供等により、生徒の健康状態を事前に把握するとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。